

新情審議第 1 号の 2
令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長 中原 八一 様

新潟市情報公開・個人情報保護
・公文書管理審議会
会長 沢田 克己

行政文書の廃棄について（意見）

令和 5 年 1 2 月 7 日付け新総務第 2 1 4 3 号で依頼のありました「行政文書の廃棄に関する意見聴取」について、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 資料 5 別紙「基本的な考え方とレコードスケジュールの不一致事例リスト」の「(1)「許可、免許、承認、取消、その他の行政処分に関する文書」に該当するアンマッチ事例」のうち「①措置入所事例」1 件、「②自立支援事例」1 件及び「④廃棄物等取扱業者許可事例」5 件について、令和 4 年 4 月 1 日施行の新潟市行政文書管理規則の適用前の行政文書ではあるものの、同規則別表の「3 保存期間を 5 年に設定する行政文書」の項目 6「許可、免許、承認、取消しその他の行政処分に関する文書」の種類に該当する場合は、当該項目の保存期間満了時の措置が「移管」となっていることから、これに従った措置がされることを望みます。
- 2 資料 5 別紙「基本的な考え方とレコードスケジュールの不一致事例リスト」の「(1)「許可、免許、承認、取消、その他の行政処分に関する文書」に該当するアンマッチ事例」のうち「③税減免事例」1 8 件について、令和 4 年 4 月 1 日施行の新潟市行政文書管理規則の適用前の行政文書ではあるものの、同規則別表の「2 保存期間を 1 0 年に設定する行政文書」の項目 6「許可、免許、承認、取消しその他の行政処分に関する文書で重要なもの」には該当せず、項目 1 3「1 の項から 1 2 の項に掲げる文書に準ずる文書」の種類に該当する場合は、当該項目の保存期間満了時の措置が「廃棄（社会、文化、世相を反映した文書などを歴史的観点から将来の市民に伝えることが有意義であると認められるものにあつては、移管）」となっていることから、これに従った措置がされることを望みます。

- 3 資料5別紙「基本的な考え方とレコードスケジュールの不一致事例リスト」の「(2)「損失補償及び損害賠償に関する文書」に該当するアンマッチ事例」7件について、令和4年4月1日施行の新潟市行政文書管理規則の適用前の行政文書ではあるものの、同規則別表の「2 保存期間を10年に設定する行政文書」の項目11「損失補償及び損害賠償に関する文書」の種類に該当する場合は、当該項目の保存期間満了時の措置が「移管」となっていることから、これに従った措置がされることを望みます。